

6 面続き

等により、混合歯列期歯周病検査、歯周基本検査の必要性を十分に考慮した上で検査を選択すること。

(2) 歯周基本検査

① 算定要件を満たしていない歯周基本検査を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 必要な検査のうち歯周ポケット測定（1 点以上）、歯の動揺度の結果を診療録に記載又は検査結果の分かる記録を診療録に添付していない。▲

② 臨床所見、画像診断所見等から判断して、歯周病検査の結果に不備のある例が認められたので、検査手技の改善を図り的確に実施すること。

③ 歯周基本検査における歯の動揺度の検査結果について、診療録に添付した記録の記載に不備のある例が認められたので、適切に記載すること。

(3) 混合歯列期歯周病検査

① 算定要件を満たしていない混合歯列期歯周病検査を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 必要な検査のうちプロービング時の出血の有無を実施していない。▲

イ 必要な検査のうち、ブラークチャートを用いたブラークの付着状況及びプロービング時の出血の有無の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。▲

② 混合歯列期歯周病検査におけるプロービング時の出血の有無の検査結果について、診療録に添付した記録の記載に不備のある例が認められたので、適切に記載すること。

6. 画像診断

(1) 総論的事項

① 歯科エックス線撮影において、診

断に必要な部位が撮影されていない不適切な例が認められたので改めること。▲

② 必要性の認められない歯科パノラマ断層撮影を行っている例が認められたので改めること。▲

③ 歯科疾患の画像診断に際しては、疾患の状態や撮影範囲、得られる結果等を十分考慮し適切な撮影方法を選択すること。(2)

(2) 診断料

① 算定要件を満たしていない画像診断における診断料を算定している次の

例が認められたので改めること。

ア（歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影）を行った場合に、写真診断に係る必要な所見を診療録に記載していない。▲（3）

②（歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影）を行った場合に、診療録に記載すべき写真診断に係る必要な所見について、記載の不十分な例が認められたので個々の症例に応じて適切に記載すること。(17)

次号は 7. 投薬から

オンライン資格確認一審で請求棄却 不当判決とし原告団控訴へ

「オンライン資格確認義務不存在確認等請求訴訟」は 11 月 28 日に一審判決を迎え、原告団の求めた請求をい

ずれも棄却する判決が言い渡された。厚生労働省は 2023 年 4 月、健保法の省令にあたる療養担当規則でオンライン資格確認を義務化した。本訴訟は、同規則で義務化するの

は健保法の委任範囲を逸脱しているとして違法、無効

であるとし、▽オンライン資格確認を行う義務がない、▽そのための必要な

体制を整備する義務がない、という 2 点の確認を求めたものであり、原告一

人当たり 10 万円の国家賠償請求も併せて請求した。

原告団には全国から 1,415 人の医

師、歯科医師が参加し長野協会の会員も 30 人が参加していた。

判決後の報告会では弁護団が「原告側の主張や証拠について正面から応えることなく、国の言い分ばかりを採用した、あまりに中身の薄い、正に不当判決と言わざるを得ない」と指摘。東京保険医協会会長の須田昭夫原告団長は、「判決内容は非常に残念だが、これまでの闘いで築いた成果があることを確信し、これからも闘いを続けたい」と訴えた。

原告団は控訴の意向を示し、準備を進めていくとした。長野協会でも一審での原告団加入者には改めて控訴審への参加を呼びかけた。

【判決理由の要旨】

(1) 委任命令としての適法性について

健康保険法 70 条 1 項は、保険医療機関等が療養の給付を「担当」するに当たって遵守することが必要な事項の定めを厚労省令に委任していると解するのが自然である。遵守することが必要な事項の判断は、必ずしも国会での審議になじむものとはいえず、厚労大臣の専門技術的な裁量に一定程度委ねているものと解するのが相当である。遵守することが必要な事項の中身には、資格確認の方法が含まれるものと解すべきであり、オンライン資格確認の原則義務化が、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与するという健康保険法の目的に整合しないということもできない。

保険医療機関において体制整備等に伴う経済的な負担が一定程度生ずるとしても、療養の給付そのものの内容や態様に係る制限ではなく、事業継続を困難にするようなものに相当すると直ちにはいうことができないから、職業活動の自由の制約の程度が大きいということとはできない。

以上によれば、健康保険法の委任の範囲を逸脱した違法なものであるということとはできない。

(2) 憲法適合性について

義務化の目的は、確実な資格確認による保険給付の適正化及び制度運営の効率化の実現、国民に対する正確なデータに基づいたより良い医療の提供のためと認めることができ、公共の福祉に合致する重要なものである。

オンライン資格確認により、保険医療機関等は、正確な被保険者等の資格情報を電子的に即時に確認することができるため、過誤請求ないし不正請求を防ぐことが相当程度期待し得る上、患者と複数の保険医療機関等との間で薬剤情報を共有することで、提供される医療の質の向上も期待することができる。一部の医療機関等で発生したトラブル等については、被告もこれを減少させ、患者及び医療機関等に不利益が及ばないような取り組みをしているから、直ちにオンライン資格確認による利点等が否定されるものともいえない。義務化が原告らの医療活動の自由に重大な制限を課するとまではいえず、目的達成の手段として実質的関連性を欠くとはいえない。

以上によれば、原告らの憲法上の権利が違法に侵害されたということとはできない。

新型コロナウイルス学習会 薬剤リスクの正確な評価を

12 月 15 日、県保険医協会は京都大学名誉教授の福島雅典氏を講師に「メッセンジャー RNA 脂質ナノ粒子製剤『ワクチン』接種後の健康被害の実態とワクチン接種後の慢性疲労症候群に対するビタミン D 補充療養指導について」と題し新型コロナウイルスワクチンに対する学習会を開催した。当日は、松本市勤労者福祉センターを会場に Zoom 併用で開催、会場で 36 名、Zoom で 65 名が参加した。

福島氏は、「薬剤には常にリスクとベネフィットがあるが、ベネフィットばかりが強調される傾向にある。リスクを正確に評価をしていかなければいけない。COVID-19 の予防に対しては、これまで使用してい



ワクチンのリスクについて解説

かった mRNA 脂質ナノ粒子製剤『ワクチン』が正式な過程を経ることなく国民の 8 割以上が 1 度は接種した。その結果何が起こったかを科学的に検証していく必要がある」とはじめ、厚生省の資料などをもとに、ワクチン接種後の死亡報告や接種後症候群、接種後症候群に対するビタミン D 補充療養指導などの解説を行った。

解説後は、参加者からの質問が相次ぎ、予定していた時間を越えて質疑応答が行われた。

今回の学習会は録画したものを会員限定で配信している。視聴方法は本紙同封の案内で確認されたい。

人権としての「医療へのアクセス」 医療費抑制政策からの転換を

11 月 17 日、県保険医協会は長野中央法律事務所の村上晃弁護士を講師に、「人権としての『医療へのアクセス』が保障される社会の実現を目指して」と題した講演会を開催した。当日は Zoom のみでの開催となり、17 名が参加した。

2023 年 10 月に長野市で開催された第 65 回日本弁護士連合会人権擁護大会では村上氏が実行委員長として、「人権としての『医療へのアクセス』の保障」というテーマでシンポジウムを開催し、人権擁護大会で初めて社会保障の観点から医療を取り上げた。

村上氏は、「『医療へのアクセス』は憲法で保障する人権だが、コロナ禍において、経済的理由による受診控えや、医療提供体制の不足により受診できない実態から医療の危うさ・もろさが露呈した。その主た



講師の村上弁護士

る原因は国の医療費抑制策にある」と指摘した。

また、「これまで日本の医療は医師数及び病床数を抑制し、医療従事者の過重労働で支えられてきた。『医療へのアクセス』が人権であると同様に医療従事者にも人権があり、国の医療費抑制策は、2 つの人権を侵害している」とし、解決のためにも医療費抑制政策からの転換が必要と解説した。

最後に、「国の政策は国民の命と医療従事者の命という双方の人権について、国の責任で守ることを放棄し、自己責任とするものである。国民・住民と医療従事者双方が連帯して国に訴えていく取り組みが望まれる」と訴えた。

今回の講演会は録画したものを会員限定で配信している。視聴方法は本紙同封の案内で確認されたい。